

平成 29 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
	<p>内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特償率: 高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100 要件: H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (H27.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること <p><u>(H29.4.1.～)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充</u> ・ <u>バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用</u> ・ <u>熱効率改良装置の搭載(2,000GT 以上の船舶)</u> 	
3. 特定資産の 買換特例 (圧縮記帳制度) 関係法令	<p>船舶から船舶(譲渡差益の 80%を圧縮記帳) 要件(外航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り (H26.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パラスタ水処理装置の設置(H27.1.1 以降契約船および中古取得船) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 <p>(H28.1.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 <p><u>(H29.4.1～)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>トン数税制適用事業者の利用不可</u> <p>要件(内航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り (H26.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の主機関または推進装置、LED 照明器具、船舶自動識別装置を有すること ・ サイドスラスターの設置(2,000GT 以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 <p><u>(H29.4.1～)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用(2,000GT 以上の船舶)</u> 	<u>H29.4.1～H32.3.31</u>
4. 中小企業 投資促進税制	<p>対象事業者等: ・ 資本金 1 億円以下の法人。但し、税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ選択可 ・ <u>H31 年度より、平均所得金額(前 3 事業年度の平均)が年 15 億円を超える事業年度については適用を停止</u></p> <p>内航貨物船: 特別償却 22.5/100(取得価額の 75%×30/100) or 税額控除</p>	<u>H29.4.1～H31.3.31</u>
5. 外国関係会社等の 所得の合算課税	<p>特定の外国関係会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。</p>	
6. 登録免許税の 課税の特例 関係法令	<p>軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記 ……船舶価額の 3.5/1000</p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ……債権金額又は極度金額の 3.5/1000</p> <p>要件: H28 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (H28.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ・ 中古船は寄港国検査(ポートステートコントロール)による拘留履歴がないこと ・ 中古船は従来の船齢制限を撤廃 	H28.4.1～H30.3.31

平成 29 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
7. 特別修繕準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費用×事業年度の月数／60 か月×3/4 ・トン数税制適用事業者の新規積立は不可(H29.4.1～)。 	
8. 船舶の耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・油そう船 13 年 ・薬品そう船 10 年 ・その他のもの 15 年 	
9. とん税・特別とん税	(1) とん税 1 純トン (開港の入港毎) 16 円 (開港ごと1年分) 48 円 (2) 特別とん税 1 純トン 20 円 60 円	
10. 固定資産税の課税の特例 関係法令	課税標準 1) 船舶 内航船舶 価格の 1/2 外航船舶 価格の 1/6 国際船舶 価格の 1/18 2) 外航用コンテナ 価格の 4/5	- - H24～H29 年度分 恒久化
11. 地球温暖化対策税の還付措置	石油石炭税(2,040 円/KL)に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付 (原油・石油製品) (期間) (税率) (特例) H24. 10. 1～ 2,290 円/1KL 250 円/KL の還付 H26. 4. 1～ 2,540 円/1KL 500 円/KL の還付 H28. 4. 1～ 2,800 円/1KL 760 円/KL の還付 (<u>～H32.3.31</u>) 【還付対象】 内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油	H29.4.1～H32.3.31
12. 軽油引取税 船舶(日本籍船) への免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法)。 船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。 ○内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合) 外国籍船 : 輸出免税 日本籍外航船舶 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置 内航用 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	H27.4.1～H30.3.31